

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 7月 27日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

玉城 満



令和2年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城 満

1 収 入 政務活動費 450,000 円

2 支 出

(単位:円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情等 活 動 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事 務 所 費	170,067	事務所賃借料、管理運営費
事 務 費	72,021	OA機器賃借料、通信連絡費
人 件 費	224,000	給与・手当
合 計	466,088	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残 余 0 円

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 令和2年5月分

No.

領 収 証

No. 091291

玉城 満 様

沖縄県うるま市字宮里208-1
有限会社 大

R 2 年 3 月 2 5 日

代表取締役 大 城 玉 秋

下記のとおり領収致しました。

TEL (098)974-1116

合計金額 ¥ 50,066-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	令和2年4月分家賃			50,066-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50,066-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額

一部

政務活動費充当金額 ¥ 50,066-

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

事務所賃借料 令和2年5月分

No.

領 収 証

No. 091292

玉城 満 様
R2年 4月 27日

沖縄県うるま市字宮里208-1
有限会社 大 城
代表取締役 大 城 秋
TEL (098)974-1116

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ￥50,066-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	令和2年度5月分家賃			50066-	
2					
3					
4					
5	(証明)				
6					
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50066-	

KMS-02

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ￥50,066--

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細：事務費賃借料 令和2年6月分

No.

領 収 証

No. 091293

正城 満 様
R2年 5月 25日

沖縄県うるま市字宮聖208-1

有限会社 大

代表取締役 大城 千恵

TEL (098)974-1916

下記のとおり領収致しました。

合計金額 ¥ 50,066-

月日	品 名	数量	単価	金 額	摘要
1	令和2年6月分家賃			50066-	
2					
3					
4					
5					
6	(証明)				
7					
8					
9					
10					
11					
商 品 代 金 計					
消 費 税 額				%	
合 計				50066-	

KMS-02

$$50,066 \times \frac{24}{30} = 40,052$$

充当割合：24/30

(説明：後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動の為の事務所。任期満了のため24日分)

政務活動費充当金額 ¥ 40,052

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電気料金 令和2年 4月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
富本第一店舗 101

電気番号		店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD	2000
43291	7 1 1	400	8220	従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	251 kWh	令和2年 4月分	ご利用期間 3月5日~4月3日 お支払期日 5月7日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります
------	---	---------	-------------	--

今月検針日	4月4日	翌月検針日	5月6日	
今回指示数	8116.5	前回(取付)指示数	5865.5	
使用量	251	計器番号	G077029	
ご参考使用量(kWh)	前月	286	前年同月	293

ご請求金額	7,215 円
(再エネ賦課金)	(再掲 740 円)

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	- 7円26銭	+29円50銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円73銭	+ 2円95銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
 料金 0120-586-391 (IP電話) 098-893-7777
 停電-緊急 0120-586-705 うるま支店
 引継 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和2年4月分

領収金額 7,215 円

料金 6,475 円
 再エネ賦課金 740 円

[再掲]
 消費税等相当額 655 円
 燃料費調整額 -183.18 円

ご使用量 251 kWh

*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	5月7日	07224 印
金融機関 取扱期限日	5月15日	20.4.07
コンビニ等 取扱期限日	5月21日	北谷上野頭 ファミリーマート

沖縄電力株式会社
うるま支店

収入印紙貼付欄

充当割合: 3/30

$$7,215 \times \frac{3}{30} = 721$$

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
 政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 (一部) 政務活動費充当金額 ¥

721

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細： 電気料金 令和2年4月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号				店所	作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD			
43291	7	1	1	400	6220	2000 従量電灯

供給地点特定番号：10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	262 kWh	令和 2年 5月分	ご利用期間 4月 4日～ 5月 5日	お支払期日 6月 5日
				※支払期日経過後にお支払いの場合は延滞利息の適用対象となります	

今月検針日	5月 6日	翌月検針日	6月 4日	ご参考使用量(kWh)	
今回指示数	6378.5	前回(取付)指示数	6116.5	前月	前年同月
主				251	325

ご請求金額 (再エネ賦課金)	7,569 円 (再掲 780 円)
-------------------	-----------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh～10kWh	- 8円95銭	- 8円952銭	+29円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	- 0円70銭	- 0円95銭	+ 2円98銭

お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により集金員が収納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 5月分

領収金額 7,569 円

料金 6,789 円
再エネ賦課金 780 円

【再掲】
消費税等相当額 688 円
燃料費調整額 -183.35 円

ご使用量 262 kWh

*金額を訂正したもの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	6月 5日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月15日	269920
コンビニ等 取扱期限日	6月25日	20. 7

沖繩電力株式会社
うるま支店

充当割合: 10/10

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥ 7,569 - -

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細: 電気料金 令和2年 5月分

No.

電気料金払込受領証

切り取りずみ金融機関、コンビニエンスストア等へお出しください

玉城 満 様
 電気番号 43281- 7-1-1
 ご契約種別 従量電灯
 令和 2年 6月分

領収金額	10,975 円
料金	9,873 円
再エネ賦課金	1,102 円

【再掲】
 消費税等相当額 997 円
 燃料費調整額 -314.52 円

ご使用量 370 kWh

*金額を訂正したものは、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	7月6日	日附印
金融機関 取扱期日	7月16日	72007
コンビニ等 取扱期日	7月25日	20.6.06

沖縄電力株式会社
うるま支店

充当割合:10/10

(説明:後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動のための事務所として設置しているため全額充当とする)

全額 一部 政務活動費充当金額 ¥10,975

【使用料及び賃借料・管理運営費】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電気料金 令和2年 6月分

No.

電気ご使用量のお知らせ (検針票) いつもご利用いただきありがとうございます。

玉城 満 様
宮本第一店舗 101

電気番号				店所 作業区	ご契約種別
画番号	家番号	枝	CD		
43291	7	1	1	400 8220	2000 従量電灯

供給地点特定番号: 10-0004-3291-0000-7110-0000

ご使用量	計	508 kWh	令和 2年 7月分	ご利用期間 8月4日~ 7月3日 お支払期日 8月3日 ※支払期日経過後にお支払いの場合は滞滞利息の適用対象となります
------	---	---------	--------------	---

今月検針日 7月4日	翌月検針日 8月6日	ご参考使用量 (kWh)	
今回指示数	前回(取付)指示数 乗率	前月	前年同月
7258.6	6748.3 1	370	281

ご請求金額 (再エネ賦課金)	15,169 円 (再掲 1,513 円)
-------------------	--------------------------

燃料費調整単価		再エネ賦課金単価	
当月分	翌月分	当月分	翌月分
0kWh~10kWh	-14円52銭	-22円73銭	+28円80銭
11kWh以上(1kWhにつき)	-1円45銭	-2円28銭	+2円98銭

沖縄電力株式会社
お問い合わせ先/コールセンター
料金 0120-586-391 (IP電話) 098-993-7777
停電・緊急 0120-586-705 うるま支店
引越 0120-586-390 検針員

※本票により乗金員が取納することはありません。

電気料金払込受領証

玉城 満 様

電気番号 43291- 7-1-1
ご契約種別 従量電灯
令和 2年 7月分

預収金額	15,169 円
料金	13,656 円
再エネ賦課金	1,513 円

【再掲】
消費税等相当額 1,379 円
燃料費調整額 -736.62 円

ご使用量 508 kWh

*金額を訂正したものの、受領印のないものは無効となります。(A ご依頼人控)

支払期日	8月3日	日 附 印
金融機関 取扱期限日	8月13日	20.7.09
コンビニ等 取扱期限日	8月23日	

沖縄電力株式会社
うるま支店
収入印紙貼付欄

充当割合: 21/30

$$15,169 \times \frac{21}{30} = 10,618$$

(説明: 後援会活動など他の目的での活動とは兼用しておらず、
政務活動の為の事務所。任期満了のため21日分)

政務活動費充当金額 ￥ 10,618

事務所概要申告票

議員名 玉城 満

1. 物件の所在

住所	沖縄市中央1-20-12 1F	
電話番号	098-989-1088	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所 ・賃貸借契約先 [有限会社 大栄] ・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 ・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城 満 

賃貸人 氏名



住所



事務所費充当状況申告票

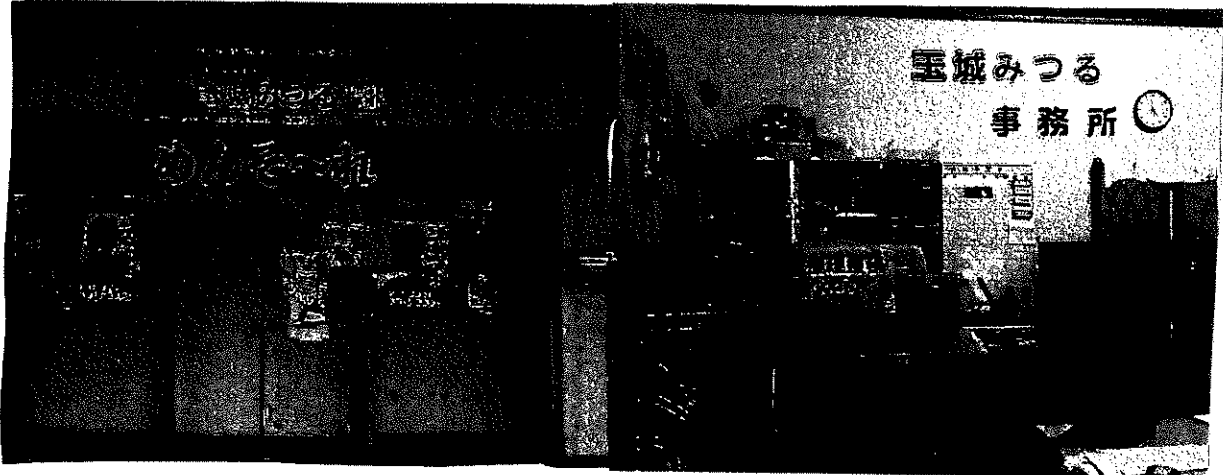
議員名 玉城 満

1. 事務所の状況

住所	沖縄市中央1-20-12
----	--------------

(事務所の外観)

(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	全額充当
------	------

充当割合の説明：

県議会議員政務活動事務所として活用

※選挙事務所は別で賃借している為、こちらは県議会議員政務活動のみで活用。

(関係経費)

家賃(月額)	50,000 円
その他	円
	円

(充当額)

家賃(月額)	50,000 円
その他	円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

玉城 満 (印)

事業用貸借契約書 (店舗)

貸主 XXXXXXXXXX (以下「甲」という。)と借主 玉城 遊 (以下「乙」という。)は、この契約書により
頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

名称	店本第1店舗	1階	号室
所在地	(建物表示) 神崎市中央1丁目20-12 (登記簿) 神崎市中央1丁目1622番地		
構造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・その他 () / (2) 階建/全 () 戸		
種類	店舗	新築年月	昭和42年5月
面積	約15坪	㎡	
貸借方法	一般借家契約		
附属施設			

頭書(2) 事業内容 (具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

2018年6月14日から平成2020年6月13日まで (2年間)

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (内消費税等 円)	管理・ 共益費	月額 0円 (内消費税等 円)	家財保険料	10,000円~
敷金	50,000円 (賃料1ヵ月)	契約更新 事務手数料	10,000円	附属施設料	月額 (内消費税等 円)
保証金	(賃料 ヵ月)	賃 租		水道料	月額 円
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本 数		1 本		本
賃料等の支払時期	翌月分を前月 25日まで				
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 口座 込 <input type="checkbox"/> 持 参 先 <input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名				

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	TEL
	(自宅) TEL	
	(勤務先) TEL	(会社名・部署名)
	(携帯) TEL	

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名	住所
管理業者	商号又は名称	桐 大 栄
所在地	うるま市宇宮里208番地1	TEL 098 (974) 1116
賃貸不動産管理業協会会員番号	氏名	(賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士：登録番号))
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士または賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載)
※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。	氏名	
	住所	

事務所費

書(7) 更新に関する事項

契約更新事務手数料 10,000円とする。

書(8) 特約事項

本契約期間満了に退去する場合は、敷金の100%を、期間満了損害金として差し引くものとする。
退去時、この費用により新設・付加した諸設備・設備などについてはこの費用にて取去し、一切の買い取り請求は出来ない。
管理業者指定の火災保険を加入すること。
明け渡しの際の滞荷は、管理業者指定のハウスクリーニング業者を使い、費用は賃借人負担とする。
賃借人の都合により明け渡し日から10日以内に本物件の原状回復が完了しない場合、賃借人は明け渡しから原状回復の完了日までの賃料及び損害金を支払わなければならない。
契約更新事務手数料10,000円+消費税とする。
2020年4月1日以後の連帯保証人の根保証額は、家賃および共益費の24ヶ月分とする。

(例)

ハウスクリーニング 円
クーラー洗浄 円
その他 円

※ 室内の状態（よこれ等）により、料金は異なります。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸主及び借主が記名押印の上、各自1通を保有する。

甲・貸主	氏名	TEL	()
	住所		
乙・借主	氏名	TEL	
	住所		
連帯保証人	氏名	TEL	
	住所		
保証機関	附レキオス ※根保証を利用する場合には記入して下さい。		

宅地建物取引業者	高号又は名称 (有) 大 栄	商号又は名称 大栄建設 大城 千秋	代表者の氏名 主たる事務所 所在地・TEL 免許証番号	主たる事務所 所在地・TEL 免許証番号	平成29 年12月27日	免許年月日	氏 名	氏 名	知 事 号
宅地建物取引主	氏 名 登 録 番 号 (有) 大 栄	業 務 所 名 業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL	業 務 所 所 在 地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第77条に定められている書面を兼ねています。

事務所費

契約条項

(契約の締結)

1条 貸主（以下「甲」という。）及び借主（以下「乙」という。）は、頭書(1)に記載する目的物件（以下「本物件」という。）について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約（以下「本契約」という。）を以下のとおり締結した。

(契約期間)

2条 契約期間は、頭書(3)に記載のとおりとする。

甲及び乙は、頭書(7)に記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

甲及び乙は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 土地又は建物の対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合。
- 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合。
- 近隣関係の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不当となった場合。

1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

4条 乙は、本物件が介在する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等（以下「維持管理費」という。）に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れられるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲は、本物件の滞り滞りがあったときは、滞り滞り、賃料の滞り滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が生ずる場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

前項の規定によりこの残額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

7条 (B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れられるものとする。

乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料の2ヵ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞り滞りその他の本契約から生じるこの債務の不履行が生

在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならぬ。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

7条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷内における工作物の設置を行なってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料の2ヵ月分を相当する承諾料を支払うものとする。

5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転賃に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 銃砲、刀剣類又は爆発性、毒性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 大型の金庫、毒庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
- 騒音等の迷惑行為を行うこと。
- 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に指定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に賃借権を譲渡又は担保の用に供すること。
- 暴力団員に本物件を使用させること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。

- 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
- 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

8条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。

3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。

4 契約締結と同時に甲は、乙が同居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡のうえ、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。

5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行なってはならない。

(現状の変更)

9条 乙が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用の上で必要な模様替、付属施設の設置等をする場合あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新設改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、故意又は過失により必要となつた修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、予め、その旨を乙に通知しなければならない。この場合いて、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

事務所費

9 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。
二 その他費用が軽微な修繕。
本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは乙は、これを賠償する。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないうときは本契約を解除することができる。
一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。
二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用を負担を怠ったとき。
甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
二 第7条から9条までの規定に違反したとき。
三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実が重大な虚偽があったことが判明したとき。
四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

十 乙が次の各号の一つに該当するときは、前項に定める「本契約を継続すること困難である」と認められるに至ったこととみなす。

一 乙又はその使用人(以下「乙ら」という。)が、暴力団員であるにもかかわらず、そのことを偽って契約をしたことが判明したとき。
二 乙らが、本物件を暴力団事務所として使用したとき。
三 乙らが、本物件の共用部分に反復継続して暴力団員を出入させたとき。
四 乙らが、本物件、共用部分その他本物件の周辺において、暴力団員であるとの威力を背景に、粗野な態度、百動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。
五 乙らが第7条第4号又は第5号の規定に違反したとき。
六 乙らが暴力団以外の破壊・暴力活動を行う組織その他の反社会的と認められる組織・団体等の一員として前各号に該当した場合その他前各号に準ずる事情が生じたとき。

(乙からの解約)

第12条 乙は、甲に対して、1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。
本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があつて、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情

(立入り)
第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。
3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の承諾をすときは、甲及び物件の承諾をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合において、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ず立入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
一 賃料等支払い方法の変更。
二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と併用できるときは、第7条1項の定めに従うものとする。
二 長期に休業するときは。
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
四 連帯保証人の死亡又は解散。

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、日歩4銭の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(連帯保証人)

第18条 (A) 連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
(保証)
第18条 (B) 本契約は、Aが提供する機関保証(以下、機関保証)により、乙の債務を担保するものとする。
2 機関保証の内容については別に定めるところとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用すめに必要な手続きを採らなければならない。
3 乙が前項の手續きを採らない場合その他乙の責に帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本多成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡しまでの間の賃料相当額を担保しなければならない。
4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合には、前項の規定は

事務所費

ならず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす。

前項の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

20条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

21条 本契約に起因する紛争に關し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

22条 特約事項については、頭書(8)に記載するところとする。

事業用貸借契約書(店舗)

貸主 (以下「甲」という。)と借主 王城 満 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の状況

名称	基本第一店舗		1階	号室
所在地	(住居表示) 沖縄市中央1丁目20-12 (登記簿) 沖縄市中央1丁目1622番地	区画番号()		
構造	木造・鉄骨造・ RC造 コンクリートブロック造・鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄骨造・その他 ()/瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・ <u>他屋根</u> その他()			
種類	(2)階建/全()戸	新築年月	昭和42年 5月	
面積	約15坪	賃貸方法	一般借家契約	
附属施設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

事務所

頭書(3) 契約期間

令和2年 6月 14日 から 令和4年 6月 13日まで(2年間)
 目的物件の引渡し時期 年 月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 50,000円 (別途消費税相当額 円)	管理・共益費	月額 円 (別途消費税相当額 円)
家賃	別途加入 円	敷金	50,000円 (賃料 カ月分)
保険料	月額 円	保証金	円 (賃料 カ月分)
付属施設料	(別途消費税相当額 円)		
償却			
その他の条件 契約更新事務手数料 10,000円+消費税とする。			
貸与する鍵	鍵 No. 本 本		
賃料等の支払時期	翌月分を毎月 25日まで		
賃料等の支払方法	<input type="checkbox"/> 振込 株式会社 大栄	<input type="checkbox"/> 持参先 株式会社 大栄	<input type="checkbox"/> 口座引落 委託会社名

※事務手数料借主負担



社団法人 沖縄県宅地建物取引業協会

事務所費

頭書(9) 特約事項

1. 本契約の期間内に解約する場合は、敷金の100%を期間満了損害金として差し引くものとする。
2. 退去時、乙の費用により新設・付加した諸造作・設備などについては乙の費用にて取返し、一切の買戻請求は出来ない。
3. 管理会社指定の火災保険に加入し、入居期間中は継続することとする。
4. 明け渡しの際の清掃は、管理会社指定のハウスクリーニング業者を使い、費用は借主負担とする。
5. 賃借人の都合により明け渡し日から10日以内で本物件の原状回復が完了しない場合、賃借人は明け渡し日から原状回復の完了日までの賃料及び損害金を支払わなければならない。
6. 契約更新事務手数料10,000円+消費税とする。

退去時精算(例)

ハウスクリーニング 円
 クーラー洗浄(一台) 円

※室内の状態、汚れ等により金額は異なります。

借主 氏名 玉城 満

連絡保証人

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) (自宅)TEL (勤務先)TEL (携帯)TEL (会社名・部署名)
----------------	---

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 住所
----	----------

管理業者	商号又は名称 有限会社 大栄
所在地	神奈川県うるま市宇宮里208番地1 TEL 098-974-1116
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号

(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載 (賃貸不動産経営管理士:登録番号) ※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載
----------------------	--

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名 住所
-----	----------

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で使用するものにチェックし、その右欄に所定の事項を記載する)	円連帯保証人	氏名 住所
	<input checked="" type="checkbox"/> 家賃債務保証業者の提供 する保証	種別 限度額 家賃債務保証業者名 主たる事務所の所在地 家賃債務保証業者登録番号

120万円(月額賃料50,000円×24ヶ月分)
株式会社 レキオス
神奈川県那覇市おもろまち4丁目19番16号
国土交通省(1)第13号

頭書(8) 更新に関する事項

契約更新事務手数料は、10,000円+消費税 とする。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、当事者記名押印の上、甲乙各自1通を保有する。

令和2年6月18日

甲・貸主	氏名	TEL
	住所	TEL
乙・借主	氏名 玉城 清	TEL
	住所 鹿児島市大塚町6-8-33	TEL
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	TEL
極度額 120万円 (月額賃料50,000円×24ヶ月分)		

宅地建物取引業者	A	B
主たる事務所所在地・TEL	沖繩県うるま市宮里208番地1 098-974-1116	主たる事務所所在地・TEL
商号又は名称	大塚千秋	商号又は名称
代表者の氏名	大塚 千秋	代表者の氏名
免許証番号	沖繩県(大臣知事)第2952号	免許証番号
免許年月日	平成29年12月27日	免許年月日
氏名	大塚 千秋	氏名
登録番号	(海縄県知事)第 号	登録番号 () 第 号
業務に就事する事務所名	大塚 千秋 株式会社	業務に就事する事務所名
事務所所在地	沖繩県うるま市宮里208番地1 TEL 098-974-1116	事務所所在地 TEL

※印は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不当となった場合
- 三 近傍同種の建物の賃料と比較し、賃料が不当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

4 賃料に賦課される消費税及び地方消費税は、乙の負担とし、その支払時期及び支払方法は、頭書(4)の記載に従うものとする。なお、契約期間中に税制改正があった場合は、改正後の税額によるものとする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(賃借の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険(借家人賠償保険)に加入するものとする。

4 乙は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備の新設や改善が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 (A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができる。

3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月収相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、敷金に補填するものとする。

4 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる乙の一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、速滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債権額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の明渡しを明示しなければならない。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙)の管理義務

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理契約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けなければならない。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、又は複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(現状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を第(2)の事業内容に従い使用する場合に必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得たうえで、甲の指示に従い施工し、その費用は、乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令上設備の新設、改修等が必要となった場合も同様とする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、本物件内に破損が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れた場合には、乙は、これを賠償する。
- 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができ、この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
- 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行う事ができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 乙が賃料又は共益費の支払義務を2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担義務を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず、乙が当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
 - 一 本物件を第(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げて告げた事項に重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
- 五 銀行取引の停止
- 六 破産手続きの開始

(保証金)

- 第6条(旧) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に交付するものとする。
- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、保証金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって当該債務の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 3 賃料が増額された場合、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額との差額を、保証金に補填するものとする。
- 4 甲は、保証金から頭書(4)に記載する償部分を差し引き、さらに明渡しまでに生じた本契約上の乙の一切の債務を控除しなお残額がある場合には、本物件の明渡し後、速滞なく、その残額を乙に返還しなければならない。乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の明渡しを示しなければならない。

(反社会的勢力ではないこと)の維持)

- 第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
 - 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改装、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)に記載する事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、気火性を有する危険な物品等を隠匿又は保管すること
 - 二 大型の金庫、警備その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
- 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は復讐継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置

4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の場合には、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)
第19条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。
一 賃料等支払い方法の変更
二 原簿(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)
第20条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。
一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき、ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
二 長期に休業するとき
三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
四 連帯保証人の死亡又は解散
五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき

(延滞損害金)
第21条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。
(乙の債務の担保)
第22条 本契約においては、頭番(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。
2 頭番(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
一 頭番(7)記載の連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても同様とする。
二 前号の丙の負担は、頭番(7)及び記名押印欄に記載する限度額を限度とする。
三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。
ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする権限についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき、ただし強制執行又は担保権の実行の手續の開始があったときに限る。
イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき
ウ 乙又は丙が死亡したとき
四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第20条の規定に基づき(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
五 前号の場合において新たに甲と丙の間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする。
六 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。
七 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。
ア 乙の財産及び取支の状況
イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

七 民事再生手続きの開始
八 会社更生手続きの開始
九 特別清算手続きの開始
3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
一 第7条の権利に反する事実が判明したとき
二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)
第13条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、同時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)
第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)
第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。
(明渡し及び明渡し時の修繕)
第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
(明渡し時の原状回復)
第17条 本物件の明渡し時において、乙は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗及び本物件の経年変化を除き、本物件を原状回復しなければならない。ただし、自然災害等乙の責めに帰することができなき事由により生じたものについては、原状回復を要しない。
2 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去するものとする。

(立入り)
第18条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲の立入りを拒否することはできない。
3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

保証契約における承諾書 (事業用)

貸貸人 (甲)

殿

借借人 玉城 満 (以下、乙とする。) は、連帯保証人 [] (以下、丙とする。) に対し、本貸借契約を締結するに先立ち、下記の項目について確認し契約を締結するものとする。

1. 極度額を 1,200,000 円 と定め、丙は甲に対し、本契約上、乙が負担する一切の債務を極度額の範囲内で連帯して保証する。この連帯保証については、本契約が存続する限り有効とする。
2. 乙は、丙に対し民法465条の10の契約締結時の情報提供義務に基づき真実・性格に情報の提供および説明を行い、連帯保証人は下記の情報提供を受けたことを確認し、契約を締結するものとする。

- (1) 乙の財産及び収支の状況
- (2) 乙が主債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- (3) 乙が主債務について甲に担保を提供していない事実

令和 2 年 6 月 18 日

借主 (乙) 住所

神奈川県 羽尾 6-8-33

氏名

玉城 満

連帯保証人 (丙) 住所

氏名

- 3 頭書(7)で「家賃借務保証業者の提供する保証」にチェックがある場合には、乙の各号の定めによるものとする。
- 一 頭書(7)記載の家賃借務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(免責)

第23条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他甲乙双方の責めに帰さない事由又は不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責めによらない配気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(協議)

第24条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第25条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(更新に関する事項及び特約事項)

第26条 前条までの規定以外の更新に関する事項及び特約事項については、頭書(8)又は(9)記載のとおりとする。

事務所費

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

複合機料金、令和2年4月分

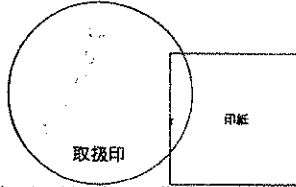
No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	16,443 円 (内消費税 1,494 円)
先方銀行	西日本シティ銀行
受取人	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額正に受け取りました。

銀行 支店



コンビニエンスストア (CVS) 取納用

充当割合: 10/10

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 16,443 =

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

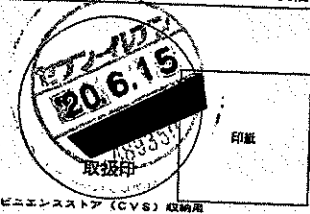
複合機料金 令和2年6月分

No.

受取書 (ご依頼人控)

依頼日	年 月 日
金額	13,612 円 (内消費税 1,237 円)
先方銀行	西日本シティ銀行
受取人	キヤノンマーケティングジャパン株式会社
お客様番号	A99493-0001-01
ご依頼人	玉城 満 様
手数料	円

上記の金額正に受け取りました。銀行 支店



コンビニエンスストア (CVS) 取納用

充当割合: 24/30

$$13,612 \times \frac{24}{30} = 10,890$$

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器。任期満了のため 24 日分)

政務活動費充当金額 ¥ 10,890

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

インターネット回線料金 令和2年5月分

No.

領収証(Receipt)

ご請求番号
7099-487-542

お客さま氏名
玉城 満 様

金 額
2020年 5月
6952円

26. 消費税
507円

NTTコミュニケーション
株式会社
Billingカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
72062
70.5.26
北中美島通のファミリーマート
領収日印

(お客さま)

充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 6,952

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細：インターネット回線料金 令和2年6月分

No.

領収証(Receipt)

ご請求番号

7099-487-542

お客様氏名

玉城 満 様

金額

2020年 6月

6952円

うち、消費税相当額

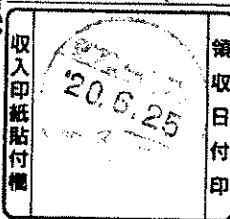
507円

NTTコミュニケーションズ
株式会社

ビルングカスタマセンタ

料金お問合せ先(無料)

0120-506100



(お客様)

充当割合：24/30

$$6,952 \times \frac{24}{30} = 5,562$$

(説明：政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器。任期満了のため24日分)

政務活動費充当金額 ￥

5,562

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電話料金 令和2年4月分 600

No.

電話料金払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
玉城 満 様

お客様番号
4908-0012-69073

2020年 4月ご請求分
金額(円)
¥9,191-

受取人
NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額

一部

政務調査費充当金額 ¥ 9,191

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電話料金 令和2年5月分

No.

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、金額の誤りや印字の不具合はご留意ください。E印以外でも支払いの履歴が確認できます。

ご請求先氏名 玉城 満 様
お客様番号 4908-0012-69073
2020年 5月ご請求分
金額(円) ¥12,304-
受取人 NTT777株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-8335550
領収印 134781
20.6.16
ローソン 沖縄美里店

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

充当割合:10/10

(説明:政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器であるため全額充当とする)

全額 一部 政務調査費充当金額 ¥12,304

【消耗品費・備品購入費・通信連絡費・使用料及び賃借料】

(領収書貼付用紙)

詳細:

電話料金 令和2年6月分

No.

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ATMまたはゆうちょ銀行・郵便局でお支払いの場合は、背面の枚数を記入してください。ATM以外でお支払いの場合は、裏面に印紙を貼付してください。

ご請求先氏名 玉城 満 様
お客様番号 4908-0012-69073
2020年 6月ご請求分
金額(円) ¥13,349-
受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領 取 日 附 印 13,349 20.6.19 クラウド通り ファミリーマート

収入印紙貼付欄
(金融機関・CVS用)→お客様

充当割合: 24/30

$$13,349 \times \frac{24}{30} = 10,679$$

(説明: 政務活動のための事務所として設置しており、その活動に係る事務の遂行に必要な機器。任期満了のため24日分)

政務活動費充当金額 ¥ 10,679

令和 2 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城 満

被雇用職員名	■■■■■
議員との関係	議員の親族(続柄:) <input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和2年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名 ■■■■■ (印)

住所 ■■■■■

雇用者 沖縄県議会議員 玉城 満 (印)

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他: 広報紙配付実績一覧表

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

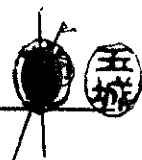
【議員名 玉城 満】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・ 情報収集（新聞・雑誌・書籍・資料等） ・ 現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・ 訪問先との連絡・調整 等	10%
	研修に係るもの	
	広聴広報に係るもの ・ 広報紙の記事作成、印刷業者との調整等 ・ ホームページの管理 ・ 広報紙の配付 等	10%
	要請陳情等に係るもの ・ 要請陳情先の機関との連絡・調整 ・ 住民相談、意見交換の対応 ・ 要請文、陳情文の作成 等	40%
	会議に係るもの ・ 各種会議・住民相談会の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・ 企業会団体との意見交換会の準備・運営 等	15%
	資料作成に係るもの	
	事務所での庶務に係るもの ・ 備品、消耗品等の管理 ・ 電話・来客対応、議員への連絡調整 ・ 政務活動費の管理、収支報告書の作成 等	25%
小計		100%
政務活動以外の活動に係る職務		

令和2年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者 玉城 満



被雇用者



雇 用 契 約 書

氏 名 	生年月日
住 所 	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和2年4月1日 ~ 令和2年6月30日
主な就業場所	沖縄市中央1-20-12 1F
主な職務内容	政務活動に係わる事務補助及び関係書類作成、来客対応
就業時間	午前9時 分 ~ 午後5時 分 (休憩時間1時間)
休 日	基本は土日祝祭日
給与 (賃金)	月給 80,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月 10 日支払
支払方法	直接払い 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2 年4月1日
雇 用 者 玉 城 満



被雇用者 氏名



※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

出勤簿

氏名: XXXXXXXXXX

令和2年

月日	出勤	退勤	休憩	印
4月1日	10:00	17:00		●
4月2日	13:00	17:00		●
4月3日	15:00	20:00	1h	●
4月4日	休			
4月5日	休			
4月6日	休			
4月7日	11:00	16:00	1h	●
4月8日	13:00	20:00	1h	●
4月9日	13:00	17:00		●
4月10日	13:00	17:00		●
4月11日	休			
4月12日	休			
4月13日	8:00	17:00	1h	●
4月14日	13:00	17:00		●
4月15日	休			
4月16日	休			
4月17日	8:00	15:00	1h	●
4月18日	休			
4月19日	休			
4月20日	10:00	17:00	1h	●
4月21日	17:00	20:00		●
4月22日	10:00	17:00	1h	●
4月23日	休			
4月24日	10:00	17:00	1h	●
4月25日	休			
4月26日	休			
4月27日	8:00	15:00	1h	●
4月28日	17:00	20:00		●
4月29日	休			
4月30日	休			
出勤日数	16日	休日日数	14日	

出勤簿

氏名 XXXXXXXXXX

令和2年

月日	出勤	退勤	休憩	印
5月1日	10:00	17:00	1h	●
5月2日	休			
5月3日	休			
5月4日	休			
5月5日	休			
5月6日	休			
5月7日	13:00	20:00	1h	●
5月8日	10:00	15:00	1h	●
5月9日	休			
5月10日	休			
5月11日	13:00	17:00		●
5月12日	8:00	12:00		●
5月13日	13:00	18:00	1h	●
5月14日	13:00	18:00	1h	●
5月15日	13:00	20:00	1h	●
5月16日	休			
5月17日	休			
5月18日	13:00	17:00		●
5月19日	9:00	17:00	1h	●
5月20日	13:00	22:00	1h	●
5月21日	13:00	18:00	1h	●
5月22日	9:00	17:00	1h	●
5月23日	休			
5月24日	休			
5月25日	13:00	17:00		●
5月26日	8:00	17:00	1h	●
5月27日	8:00	14:00	1h	●
5月28日	8:00	17:00	1h	●
5月29日	8:00	12:00		●
5月30日	休			
5月31日	休			
出勤日数	18日	休日日数	13日	

出勤簿

氏名



令和2年

月日	出勤	退勤	休憩	印
6月1日	10:00	17:00	1h	●
6月2日	17:00	21:00		●
6月3日	休			
6月4日	13:00	19:00	1h	●
6月5日	13:00	17:00		●
6月6日	休			
6月7日	18:00	22:00		●
6月8日	13:00	16:00		●
6月9日	13:00	17:00		●
6月10日	13:00	17:00		●
6月11日	9:00	16:00	1h	●
6月12日	13:00	17:00		●
6月13日	休			
6月14日	休			
6月15日	13:00	20:00	1h	●
6月16日	13:00	18:00	1h	●
6月17日	13:00	18:00	1h	●
6月18日	14:00	18:00		●
6月19日	休			
6月20日	休			
6月21日	休			
6月22日	13:00	17:00		●
6月23日	9:00	17:00	1h	●
6月24日	13:00	17:00		●
6月25日	休			
6月26日	休			
6月27日	休			
6月28日	休			
6月29日	休			
6月30日	休			
出勤日数	17日	休日日数	13日	